58
6.4.11
付

福県医発第105号（地）
令和６年４月10日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第30回報告書」の周知について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬局総務課並びに同局医薬安全対策課より日本医師会及び福岡県保健医療介護部薬務課監視係を通じて、別添のとおり連絡がありました。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による厚生労働省補助事業であり、平成21年４月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して当該情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

今般、機構が、令和５年７月から同年12月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第30回報告書」を公表しました。当該報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています（http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/）。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　医療安全管理担当理事　田中英二
会長　島田昇二郎

日医発第77号（法安）
令和６年４月３日

都道府県医師会
担当理事　殿

日本医師会
常任理事　細川　秀一
（公　印　省　略）

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第30回報告書」の周知について

今般､公益財団法人日本医療機能評価機構が平成21年4月より実施している、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の「第 30 回報告書」が公表された旨、厚生労働省医薬局総務課長、並びに同局医薬安全対策課長より本会に対し、周知方依頼がありました。

本報告書をご参照のうえ、同様の事例の再発防止のために、貴会管下会員へのご周知方よろしくお願いいたします。

なお、本報告書及び年報は下記の同機構ホームページからダウンロードしご覧いただきますようお願い申し上げます。

記

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業のURL
http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/

以上

公印省略

５薬第２４７０号
令和６年３月２９日

公益社団法人福岡県医師会会長　殿

福岡県保健医療介護部長
（薬務課監視係）

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第30回報告書」の周知について

このことについて、厚生労働省医薬局総務課長及び医薬安全対策課長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

医薬総発 0325 第 1 号
医薬安発 0325 第 7 号
令 和 6 年 3 月 25 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 薬務主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬局総務課長
（公　印　省　略）

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
（公　印　省　略）

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第 30 回報告書」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年４月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して当該情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

今般、機構が、令和５年７月から同年 12 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第 30 回報告書」を公表しました。当該報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています（http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/）。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、貴管下薬局のほか、医療機関及び関係団体に対し、本報告書を周知いただくとともに、各薬局において、本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、医療安全の推進及び医療事故の防止に一層取り組まれるよう御配慮願います。

記

１．本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。

また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下のURLの診療報酬に関する照会先へ問合せいただくよう、併せて周知方お願いいたします。

※診療報酬に関する照会先のURL：
https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001219112.pdf

２．本事業において令和５年７月１日から同年12月31日までに報告された事例の件数は66,596件となり、そのうち、報告内容が「調剤」に関する事例は11,128件、「疑義照会」に関する事例は55,361件となっています。

本通知の内容については、貴管下薬局等の薬局の管理者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

【参考】

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発信された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ） https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html